

〈書評〉

ポール・ディール、シャーロット・クー著

『国際法のダイナミクス』

(ケンブリッジ大学出版、2010年)

竹内 雅 俊

Book Review

Diehl, Paul F. and Charlotte Ku,  
*The Dynamics of International Law.*  
Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2010.

Takeuchi Masatoshi

目次:

第1章 序論

第2章 法変容を分析するための新たな枠組みとモデル

第3章 規範の変容がオペレーティング・システムにもたらす影響

第4章 外システムの適応からシステム不均衡へ

第5章 オペレーティング・システムが規範の変容にもたらす影響

第6章 示唆される事項と将来的な方向性

参考文献

索引

I. 問題意識

近年の国際関係（国際法システムの外部環境）の急激な変化に対し、これまで法実証主義が主流を占めてきた国際法学では、対応する規範の変容について「記述的、解説的（descriptive and expositive）」、「静的」あるいは「規範的（prescriptive）」分析が多かったといえる。本書は、（1）外部環境がもたらした国際法の変容を分析するモデルと（2）変容の理論モデルを提供することで題名でもある「国際法の動的把握」を深めようとする。著者たちによれば、本書は以下のような複数の関心に基づいている<sup>1</sup>。

・外部環境の変化にシステムが適応するきっか

1 Diehl, Paul and Charlotte Ku, *The Dynamics of International Law*. Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2010. at 152.

けをもたらし、システム全体の変容を促すような規範および諸条件に影響を与える国際法システムの能力<sup>キャンピティ</sup>を理解すること。

- ・現代国際法システムに多層的性質を認め、法システムの様々な位相・層<sup>レベル</sup>（国際、国内、地方、民間レベル）の実行によって、規範が有効なものとなり、オペレーティング・システムおよび規範システムの双方に持続的な変容をもたらされることを認識すること。
- ・グローバルガバナンスの新たな要求に応えることを可能とする、国際法システム全体の変容の累積的な影響を把握すること。

以上の関心から引き出される問題意識は、人権や環境といった特定の分野というよりも、国際法システム全体に着目する。著者たちの言葉によれば「木をみずに、森をみる」作業である<sup>2</sup>。

作業をすすめるうえで著者たちは、国際法理論に国際関係論（とりわけ国際システム論）を導入し、分析の新たなモデルを構築しようとする。その核心は、（1）国際法システムを2つのサブシステム（規範システム（normative system）とオペレーティング・システム（operating system））に分け、これらの関係性を探ること（2）国際法システムの変容を説明する理論として進化生物学の学説である断続的平衡説（punctured equilibrium）を採用することにある。ここでは、本書とともに、2009年10月24日に行われたクー教授の講演記録<sup>3</sup>、同様

のテーマで書かれた過去の論文<sup>4</sup>を手がかりに評していくことにする。

## II. 本書の概要

第1章は、先に述べた問題意識を説明したうえで国際法の分析する既存のモデルを解説する。著者たちは、法実証主義や政策学派、法プロセス論以外に国際関係論の枠組も紹介し、学際的な立場から各アプローチの限界を指摘する。第2章では、ディールとクー自身のモデルが詳説される。具体的には、規範システムとオペレーティング・システムの概念的な峻別がなされ、各システムの歴史的経緯を説明される。国際法体系に規範システムとオペレーティング・システムの2つのシステムが内在するという議論は、一見するとニューヘブン学派のマイケル・リースマンがかつて提唱した「神話的システム（myth system）」と「オペレーショナル・コード（operational code）」を髣髴とさせる<sup>5</sup>。リースマンの国際法理論は、国際政治のなかに複数の規範システムの存在を認め、一つを公式ながら、リップサービス的な要素が強い「神話的システム」と名付け、非公式ながら世界に実際に適用されているもう一方を「オペレーショナル・コード」と呼んでいる。しかし、このような用法は、「国際法は法か」という古典的な問題意識に則ったものであり、著者たちの問題意識とは（重複する部分はあるもの）

2 Diehl and Ku, *ibid.* at 2.

3 Charlotte Ku “The Dynamics of International Law”（於中央大学市谷キャンパス、2009年10月24日）評者は、この講演の通訳として参加した。

4 Diehl, Paul, Charlotte Ku and Daniel Zamora, “The Dynamics of International Law: The Interaction of Normative and Operating Systems” *International Organizations*. 57 (2003): 43-75.; Diehl, Paul and Charlotte Ku, “Filling In the Gaps: Extrasystemic Mechanisms for Addressing Imbalances Between the International Legal Operating System and the Normative System” *Global Governance*. 12.2 (2006): 161-183.

5 Reisman, Michael “Myth System and Operational Code” *Yale Study of World Public Order*. 3 (1977): 229-249.

異なる文脈にあるといえるだろう。本書におけるオペレーティング・システムとは、国境を越えた交流を目的とするメカニズムを提供するシステムを指す<sup>6</sup>。このサブシステムは、パソコンのOSのように、価値を構造化(structuralize)する。国連やEUもしくは国際司法裁判所のような公的機関とともにウィーン条約法条約のように(常設の機関を有していないという意味で)制度化されていないものも国際法システムにおいてこの役割を果たすと考えられる。カバーする領域としては、法源論、主体論、管轄権論、裁判・制度論などが含まれる。規範システムとは、国境を越えた交流が追求する価値や目的を形成するシステムであり<sup>7</sup>、価値志向的(directive)な特性を有する。その意味で伝統的な法学でいうところの実体法に相当すると考えられる。伝統的な法学(とりわけH. L. A. ハート流の法理学)のなかでは、規範システムとオペレーティング・システムは均衡が保たれていることは所与のものと想定される。しかしながら、クー等はこの見解に異を唱え、その不均衡が新たな適応と進化を生み出すと主張する。すなわち、これら2つのシステムは、相関関係にあるものの、基本的にはそれぞれ自律的であることが前提とされるのである。このような場合、法の変容・進化は、ゆっくりと漸進的に起こる(漸進説)のではなく、突発的・断続的に起こる(断続的平衡説)という。生物進化学の断続的平衡説にアナロジーをおいた枠組は、大きな論点となりえるだろう。本章では、事例としてジェノサイドに関わる規範が扱われている。

続く3つの章は、この分析枠組を活用し、国際法の変容を分析する。第3章は、規範システムに対応する形でオペレーティング・システムが変容する条件を探る。著者たちによれば、このような条件としては(1)オペレーティング・システムに変容を促すようなきっかけの必要性(2)政治的なショック(3)大国の役割(4)国内の政治・法的要素を挙げている。第4章では、逆に規範システムの変容がもう片方に変容をもたらさなかった場合を検討する。パソコンのOSとアプリケーションソフトのバージョンが適切に対応していない場合に、アプリケーションの真価が発揮できないように、2つのシステム間の不均衡(imbalance)は、国際法システムに機能不全を引き起こす可能性を有している。しかしながら、国際法システムは閉じた(closed)システムではなく、システムの外にある要素(すなわち伝統的・国家中心的な(既存の条約および慣習法によって定義される)国際法システムの外にあるメカニズム)を取り込む可能性を有している。こうした作用を著者たちは外システムの適応(Extra-systemic Adaptations)と呼んでいる。このような適応には、例えば、NGOによる政府、国際機構へのロビー活動や国際的な影響を有する国内法の変更をも含める。しかしながら、外システムの適応は、システム内において認められたNGOの活動(例えばジュネーブ諸条約において認められているICRCの活動)を含まない。システム外適応の種類として次の4つを挙げている。(1)NGOおよびトランスナショナルなネット

6 Diehl, Paul, Charlotte Ku and Daniel Zamora, "The Dynamics of International Law: The Interaction of Normative and Operating Systems" *International Organizations*. 57 (2003): 43-75., at 43-46.

7 Diehl and all, *ibid.* at 43.

ワークの諸活動(2)国際法の内面化(internalization)(3)国内平面における法・政治プロセス(4)「ソフト・ロー」のメカニズム。第5章は、第3章とは逆に、オペレーティング・システムが規範システムをどのように条件付けるかを論じる。第6章は、本書の議論をいま一度まとめたうえで、将来的な展望を論じる。展望の素材としては、国際法のフラグメンテーション、官民協働(Public Private Partnership: PPP)、国内制度の役割の3つをとりあげている。

### Ⅲ. 若干の考察

1990年代後半より、米国の学会を中心に国際法における学際研究が本格化し、これまで国際法学のなかで関心の薄かった分野にも焦点がおかれるようになったといえる<sup>8</sup>。本書もこの潮流のなかに位置づけられるべきであると考え

る。この学際研究のプロジェクトは、「情報や洞察が共有できるような共通の言語と分析のフレーム・ワークを最低限望む<sup>9</sup>」理論的な交流の段階から、具体的な事象を分析するような第二世代型の研究へと段階が進んでいる<sup>10</sup>。現在、このプロジェクトが国際関係論側によって推進されていることにクー教授は、講演を終えた懇談の場において言及し、本書が「国際法学側」の寄与であることを示唆されていた。こうした文脈のなかで本書は、従来とは異なる法変容の理論的枠組を提供しているという意味で意義深い。2つのサブシステムや断続平衡説のアナロジーが適切であるか否かという点においては、いくつか疑問が残らないでもない。しかしながら、今後の学際研究において議論の素材として言及されることは間違いなしと思われる。実証的な考察というよりも、今後の研究に活かせるインスピレーションを与える著作である。

(たけうち まさとし・本学非常勤講師)

8 学際研究の経緯や現状については、さしあたって拙稿「国際法学における学際研究の現状と課題」『総合政策研究』創立15周年記念特別号(2009)309-19参照。

9 Burley, Anne-Marie Slaughter. "International Law and International Relations Theory: A Dual Agenda." *American Journal of International Law*. 87.2 (1993): 205-239. at 205.

10 第二世代型という用語と特徴については、拙稿「書評 トーマス・ピアステーカー他編著『国際法と国際関係論—理論と実務の架橋』」『高崎経済大学論集』51.2 (2008) 78-80参照。